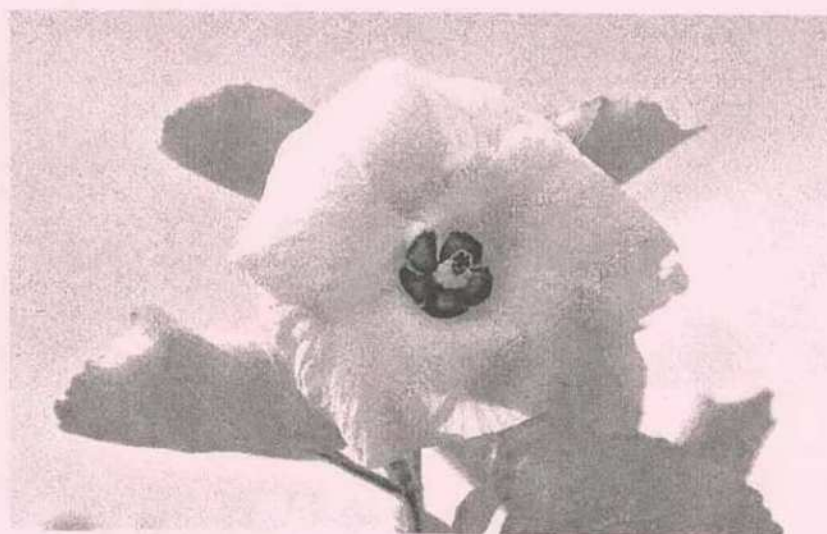


令和3年度
天白まちづくり協議会

書面表決資料一式



はまぼう

総 会 資 料（書面表決）

■ 議事

1. 第1号議案 令和2年度 事業報告について
2. 第2号議案 令和2年度 収支決算について
3. 第3号議案 令和3年度役員・監査委員の選出並びに承認について
4. 第4号議案 令和3年度事業計画 について
5. 第5号議案 令和3年度予算 について

令和2年度 事業報告

部会名	内容	実施時期・参加人数
総務部	防犯灯のLED化及び設置・掲示板の設置及び修理	4月～5月
	ふるさと応援記念事業(月本追分道標への案内看板設置計画)	2019年～5年間(基金内積立)
	秋祭り	新型コロナ感染拡大防止のため中止
	緑のカーテン	5月～8月
	手作り布マスクの配布	6月11日(木)49名
	プロッコリー苗の配布	9月17日(木)・18日(金) 60名
	公民館オープニング記念事業	11月7日(土) 37名
	高齢者見守り声掛け訓練	新型コロナ感染拡大防止のため中止
	天白まち協だより発行	5.6.8.9.10.11.12.1.2月号発行
	定例理事会開催	5月9日・10月10日・2月13日
	役員・理事・専門委員合同会議開催	4月19日.6月13日.7月11日.8月8日.9月12日 11月14日.12月12日.1月16日.3月13日
健康福祉部	ふれあいハゼ釣り交流会	10月24日(土) 32名
	敬老事業	9月10日(木) 583名
	健康講座	6月25日(木)11名・2月4日(木)13人
	親子福祉体験	新型コロナ感染拡大防止のため中止
	子どもの居場所づくり	8月18日(火)30名・19日(水)30名
	天白小ふれあい祭り	新型コロナ感染拡大防止のため中止
	地域福祉教育活動	新型コロナ感染拡大防止のため中止
	ふれあいいきいきサロン	通年
環境美化部	碧川の清掃作業	5月21日(木)6名・7月4日(土)12名 11月9日(月)10名・1月25日(月)5名
	碧川自然鑑賞会	11月21日(土)78名
	グリーン作戦	6月14日(日) 約400名
	天白海岸清掃	6月7日(日)43名・11月1日(日)31名
	カーブミラー清掃	3月各自治会で実施
防犯防災部	避難訓練	新型コロナ感染拡大防止のため中止
	消火栓ボックス点検	各自治会で随時実施
	防犯防災活動	各自治会で随時実施
	松阪市臨海地域防災ネットワーク活動	8月24日(月)・1月21日(木)
教育文化部	たこ作り、たこ揚げ大会	12月19日(土)40名・1月9日(土)90名
	天白ふれあいフェスタ	2月6日(土) 145名
	天白小卒業記念品の贈呈	2月26日(金)

第1号議案

令和2年度 地域連帯支援事業 事業報告

	事業名	実施日	参加人数
地域連帯 支援事業	男の料理 (4回)	通年(偶数月水曜) 6、8月はコロナ対策のため中止	30名
	旬の料理 (4回)	通年(奇数月水曜) 5、7月はコロナ対策のため中止	41名
	三雲音頭を踊ろう(11回)	通年	161名
	七夕会	7月 5日(土)	40名
	子どもの居場所作り 天白わくわく広場	8月18日(火), 19日(水)	60名
	健康ウォーキングとミカン狩り体験	11月19日(木)	19名
	しめ縄作り	12月17日(木)	17名
	田舎あられ作り	1月26日(火)	15名

令和2年度 収支決算書

収入 (単位:円)

項目	予算額	決算額	備考
繰越金	794,624	794,624	
会費	852,000	845,070	400×2,089戸 (アパート9,800 振込手数料▲330)
市交付金	2,498,000	2,198,000	住民協議会活動交付金1,817,000 地域敬老事業推進特別給付金381,000
助成金	498,000	502,880	上半期地域福祉活動推進助成金50,000 小地域福祉活動助成金235,000 小地域福祉活動団体助成金167,880 歳末たすけあい地域福祉活動助成金50,000
利子	14	17	
雑収入	300,000	24,100	参加者負担金 ふれあい交流会9,000 たこ作り6,600 フェスタ8,500
合計	4,942,638	4,364,691	

支出 (単位:円)



項目	予算額	決算額	備考
事業費	3,031,000	1,995,205	
総務部	1,178,000	621,292	ブロックリーフの配布30,337 公民館オープニング記念事業70,955 防犯灯520,000
環境美化部	150,000	147,472	碧川の草刈・清掃50,000 クリーン作戦34,476 海岸清掃62,996
教育文化部	340,000	320,440	たこ作り・たこ揚げ120,307 ふれあいフェスタ160,133 天白小卒業記念品40,000
防犯防災部	93,000	10,000	臨海地域防災活動10,000
健康福祉部	1,270,000	896,001	ふれあい交流会257,007 敬老事業381,312 福祉啓発活動30,006 子ども居場所34,914 地域福祉教育活動111,762 いきいきサロン81,000
事務用品費	100,000	91,850	事務用品・コピー使用料
事務人件費	710,000	735,000	
通信費	100,000	85,800	切手・ハガキ・インターネット使用料
物品購入費	50,000	50,700	
公民館補助費	260,000	260,000	地域連帯支援事業
活動費	70,000	30,000	
予備費	621,638	138,998	ケーブルテレビ工事、手作りマスク、コロナ感染症対策他
合計	4,942,638	3,387,553	

(収入)4,364,691円-(支出)3,387,553円=977,138円
差引残高977,138円は、次年度へ繰り越します。

【会計監査報告】

令和2年度会計収支決算について監査の結果、関係帳簿・証拠書類ともに正確であり、適正に執行されていたことを認めます。

令和3年4月3日

監査委員 伊藤正利 
監査委員 瀬古一彰 

令和3年度 役員・監査委員

〔役員〕

役 職	氏 名	備 考
会 長	前 田 和 典	
副 会 長	田 上 勝 典	
	安 井 史 郎	
書 記	朝 倉 隆 博	
会 計	無 藤 和 彦	新 任

〔監査委員〕

役 職	氏 名	備 考
監 査 委 員	瀬 古 一 彰	
	伊 藤 正 利	

令和3年度 事業計画

部会名	内容	実施時期・回数
総務部	防犯灯のLED化及び設置	4月～5月
	夏祭りまたは秋祭り	1回/年
	ふるさと応援記念事業	2019年～5年間(基金内積立)
	天白小卒業記念品の贈呈	2月
	天白まち協だより発行	随時
	定例理事会開催	随時
	役員・理事・専門委員合同会議	随時
健康福祉部	健康講座	3回/年(6月・10月・2月)
	ふれあい交流会	11月上旬
	天白地区敬老会	9月18日(土)
	ふれあいいきいきサロン	通年
	天白小秋のふれあい祭り	10月
環境美化部	碧川の清掃作業	随時
	碧川自然鑑賞会	7月・11月
	クリーン作戦	6月13日(日)
	天白海岸清掃	6月6日(日)・11月7日(日)
	カーブミラー清掃	3月各自治会で実施
防犯防災部	避難訓練	10月
	松阪市臨海地域防災ネットワーク活動	随時定例会
公民館部	健康料理教室	通年
	親子教室	全5回
	七夕会	7月
	親子福祉体験	7月または8月
	体験教室	1回/年
	しめ縄づくり	12月
	田舎あられ作り	1月
	たこ作り・たこ揚げ大会	12月・1月
	天白ふれあいフェスタ	2月

令和3年度 予算

収入 (単位:円)

項目	予算額	備考
繰越金	998,849	内公民館運営委員会繰越金21,711
会費	840,000	400×2,100戸
住民自治協議会活動交付金	2,500,000	
助成金	535,880	上半期地域福祉活動推進助成金50,000 小地域福祉活動助成金235,000 小地域福祉活動団体助成金167,880 歳末たすけあい地域福祉活動助成金50,000 松阪市地域防災活動推進助成金33,000
利子	17	
雑収入	71,000	参加者負担金
合計	4,945,746	

支出 (単位:円)

項目	予算額	備考
事業費	3,216,000	
総務部	1,100,000	祭り540,000 天白小卒業記念品40,000 防犯灯520,000
健康福祉部	1,143,000	敬老会430,000 健康講座5,000 ふれあい交流会540,000 ふれあいいきいきサロン108,000 天白小秋のふれあい祭り60,000
環境美化部	160,000	碧川の草刈り・清掃50,000 クリーン作戦50,000 海岸清掃60,000
防犯防災部	93,000	避難訓練83,000 臨海地域防災活動10,000
公民館部	720,000	料理教室120,000 親子教室55,000 七夕会40,000 親子福祉体験50,000 体験教室20,000 しめ縄作り20,000 あられ作り30,000 公民館保険85,000 たこ作り・たこ揚げ大会100,000 天白ふれあいフェスタ200,000
事務用品費	100,000	事務用品・コピー使用料
事務人件費	735,000	
通信費	100,000	切手・ハガキ・インターネット使用料
物品購入費	70,000	
活動費	70,000	
予備費	654,746	
合計	4,945,746	

※項目間の適宜流用を認める

天白まちづくり協議会

会 則

*新団体設立により旧会則を廃止し、新会則として制定する

*下線部分に関しては、旧会則を参考に新規制定したものである

令和3年3月

天白まちづくり協議会会則

- (名称)
第1条 この会は、天白まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。
- (区域)
第2条 本協議会の区域は、天白小学校区（以下「天白校区」という）とする。
- (会員)
第3条 本協議会の会員は、天白校区に居住する住民及び事業活動を展開する団体並びに事業所を構成会員とする。
- (事務局)
第4条 本協議会の事務局は、松阪市曾原町872番地 三雲地域振興局内（以下「事務局」という）に置く。
- (目的)
第5条 本協議会は、会員のまちづくり意識の高揚を図り、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自立的にまちづくりを行い持続的な地域づくりを進めることを目的とする。
- (事業)
第6条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 基本協定に関する業務
(2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
(3) 福祉、健康づくり等に関する事業
(4) 環境美化、環境保全等に関する事業
(5) 住環境整備に関する事業
(6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
(7) 産業振興等に関する事業
(8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
(9) 地区住民の交流又は連携に関する事業
(10) 地区の団体育成に関する事業
(11) 地域計画の策定に関する事業
(12) その他地域づくりに関する事業
- (組織構成)
第7条 本協議会は、総会並びに役員会、理事会、専門部会等（以下「部会」という）により組織する。
2 理事、専門委員を選出する各自治会、各種団体並びに学識経験者等の人数については、細則により定める。
3 代議員は、各自治会より選出し、人数については細則により定める。
4 理事、専門委員、代議員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。
5 補欠の理事、専門委員、代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (総会)
第8条 総会は、本協議会の最高議決機関であり、毎年1回開催し、次のことを議決する。なお、理事、専門委員の過半数が必要と認めた場合には、臨時に総会を開催することができる。また、代議員の3分の2以上の要求があった場合にも開催できる。
(ア) 事業報告並びに事業計画に関すること。
(イ) 決算の承認並びに予算の決定に関すること。
(ウ) 役員承認に関すること。
(エ) 地域計画の策定に関すること。
(オ) その他、協議会の運営や重要事項の決定に関すること。
- (総会の成立・議決)
第9条 総会は、代議員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 3 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、協議会全体を統括する立場から、会長、副会長、書記、会計、各部会の部長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会や理事会、部会に提出する議案を協議作成し、協議会の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会並びに部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会にはかり、合意を得て執行することができる。

(理事会)

第11条 理事会は、理事で構成し、役員会により提示された内容について審議、検討する。

- 2 理事会は、部会に付託する内容について検討し、決定することができる。

(専門部会)

第12条 部会は、専門委員と理事で構成し、各部会の行事計画、必要経費等を立案するとともに、総会において決定された事業を実施する。

- 2 部会は、役員会、理事会より提示された内容について審議、検討、実施することができる。
- 3 本協議会には、次の部会を設置し、正、副部長を置く。
(1) 総務部 (2) 健康福祉部 (3) 環境美化部 (4) 防犯防災部
(5) 自治会部 (6) 公民館部
- 4 部会の増減は、必要に応じてできる。
- 5 各部会は、部長が招集する。
- 6 自治会部は、基本協定書に関すること。

(役員)

第13条 本協議会は、次の役員を置く。

- 会長 1名 副会長 2名 書記 1名 会計 1名
- 2 役員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期中に欠員が生じた場合は、役員の重複を妨げない。

(役員の選出)

第14条 役員は、理事会により選出し、総会において承認を得る。

(役員の職務)

第15条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、本協議会の運営及び活動に伴う会議録作成事務等を担当する。
- 4 会計は、本協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務等を担当する。

(顧問)

第16条 本協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が必要と認めるとき、推薦し理事会で承認を得るものとする。

(監査)

第17条 本協議会に監査委員を置く。監査委員は2名とする。

- 2 監査委員は、会員の中より役員会で指名推薦し、総会において承認を得る。
- 3 監査委員は、本協議会の運営及び決算等、その執行状況について監査し、評価を行う。
- 4 監査は、会計年度終了後に実施し、総会において監査結果を報告する。
- 5 監査委員の任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第18条 本協議会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

第19条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第20条 会則改廃の必要が生じた時は、理事会で協議し、総会に提案し承認を得る。

(役員報酬等)

第21条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。活動費として支給する。その額については細則に定める。

(細則)

第22条 会則の施行について、細部の必要事項は細則で定める。

附則

この会則は令和3年4月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利等の敬称)

松阪市住民協議会条例に基づく天白まちづくり協議会に係る一切の権利、財産は、松阪市地域づくり組織条例に基づく天白まちづくり協議会が継承するものとする。

天白まちづくり協議会細則

(総会)

第1条 総会の議長は、構成会員より選出し、議事録署名委員(2名)は、議長が指名し委嘱する。
(理事・専門委員・代議員の選出)

第2条 理事の選出は、各自治会並びに各種団体の代表、学識経験者により選出する。選出する理事の人数は、別表1に定める。

第3条 専門委員は、各自治会並びに各種団体より選出された者とする。選出する専門委員の人数は、別表1に定める。

第4条 代議員は、各自治会より選出された者とする。選出する代議員の人数は、別表1に定める。
(細則の改廃)

第5条 細則の改廃は、理事会において行うことができる。

(事務局職員)

第6条 本協議会の事務局に事務職員を置くことができる。

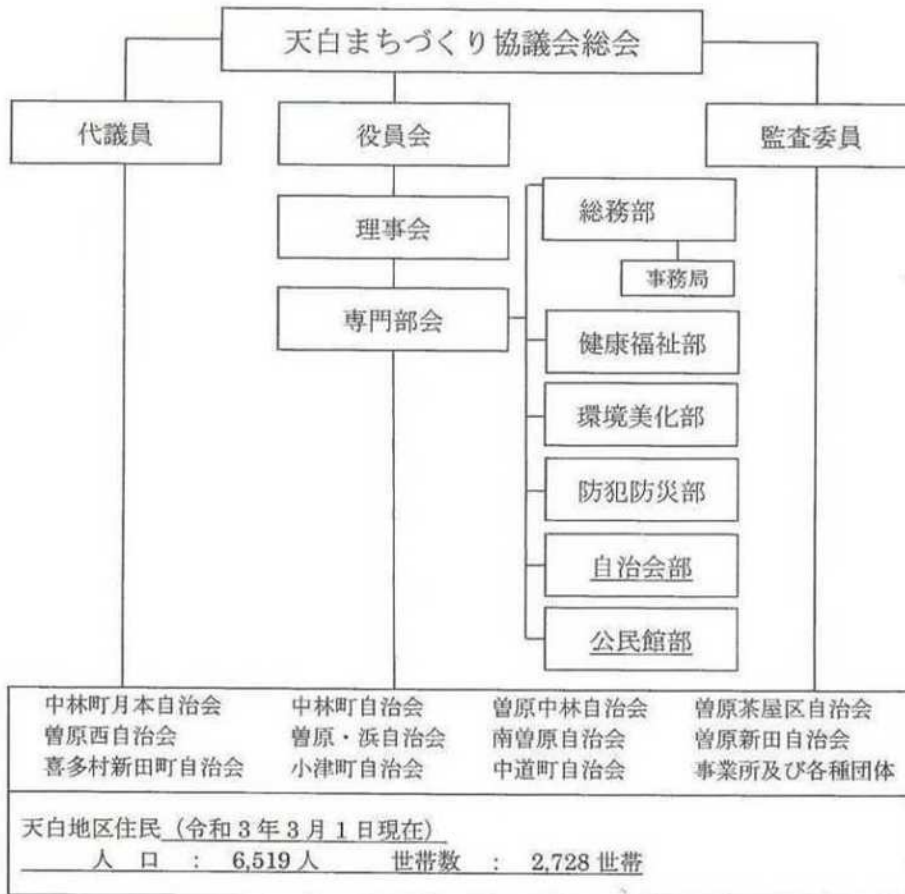
(活動費)

第7条 役員・理事・専門委員が事業活動のため管外(旧三雲町外)に出向いた場合は、活動費として1回1000円を支給する。

県外に出向いた場合は、使用した公共交通機関の実費を支給する。

(組織図)

第8条 本協議会の組織図は、次の通りとする。



令和3年4月1日改正

理事、専門委員、代議員を選出する人数の基準

1. 理事について

会則第7条第2項並びに細則第2条により選出する。各自治会並びに各種団体の代表、学識経験者より選出される人数は、各自治会1名、各種団体1名、並びに学識経験者は若干名とする。(別表1を参照)

2. 専門委員について

会則第7条第2項並びに細則第3条により選出する。各自治会並びに各種団体より選出される人数は、1～2名とし、300世帯以上の自治会は2名とする。

3. 代議員について

会則第7条第3項並びに細則第4条により選出する。その人数は、各自治会の世帯数により定める。

世帯数	代議員数
30～100	2名
101～200	3名
201～300	5名
300～	7名

別表1

No	団体名	理事	専門委員	代議員	備考
1	中林町月本自治会	1	2	7	
2	中林町自治会	1	1	5	
3	曾原中林自治会	1	1	3	
4	曾原茶屋区自治会	1	1	3	
5	曾原西自治会	1	1	2	
6	曾原・浜自治会	1	2	7	
7	南曾原自治会	1	1	3	
8	曾原新田自治会	1	1	2	
9	喜多村新田町自治会	1	1	2	
10	小津町自治会	1	1	5	
11	中道町自治会	1	2	7	
12	消防団	1	1	—	
13	三雲南保育園P	1	0	—	
14	三雲南幼稚園P	1	0	—	
15	天白小学校P	1	0	—	
16	天白松寿会	1	1	—	
17	身体障がい者福祉会	1	0	—	
18	民生・児童委員協議会	1	1	—	
19	青少年健全育成協議会	1	0	—	
20	食生活改善推進協議会	1	1	—	
21	天白小学校	1	1	—	
22	天白公民館	1	1	—	
23	天白マリン倶楽部	1	0	—	
24	碧川の自然・環境を守る会	1	0	—	
25	いなずま会	1	0	—	
26	学識経験者	若干名	0	—	

令和3年度 天白まちづくり協議会理事・専門委員名簿

自治会・団体名	理事	専門委員
中林町月本自治会	前田 和典	前田 毅
		松島 護
中林町自治会	森川 英	長井 茂樹
曾原中林自治会	田中 順一	刀根 千春
曾原茶屋区自治会	無藤 和彦	無藤 雅司
曾原西自治会	青木 英三	丸山 政治
曾原浜区自治会	黒瀬 義樹	大西 浩行
		松岡 創
南曾原自治会	田上 勝典	西出 吉行
曾原新田自治会	伊藤 進市	花井 高幸
喜多村新田町自治会	安井 史郎	小野 剛
小津町自治会	伊藤 敬郎	久保 宏明
中道町自治会	大西 学	土佐川 弘之
		瀬古 秀樹
消防団	東出 真	坂下 隆昭
三雲南保育園 PTA	前田 夏子	
三雲南幼稚園 PTA	姫野 美保	
天白小学校 PTA	田中 洋子	
天白松寿会	田上 勝典	川岸 榮子
身体障がい者福祉会	花井 忠和	
民生・児童委員協議会	竹田 敏也	太田 絹代
青少年健全育成協議会	瀬古 一彰	
食生活改善推進協議会	西浦 順子	太田 百合子
天白小学校	後藤 正和	杉山 達弘
天白公民館	野呂 美枝子	辻尾 真利子
天白マリン倶楽部	佐藤 和利	
碧川の自然・環境を守る会	朝倉 隆博	
いなずま会	伊藤 正利	
学識経験者	西村 理沙	